

## 認証の詳細

### <浴槽用温水循環器>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合
  - 表 1 : 製造設備基準
  - 表 2 : 検査設備基準
  - 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
  - 表 4 : 型式確認申請手数料
  - 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
  - 表 6 : 型式確認試験の有効期限
  - 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
  - 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
  - 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）
  
2. ロット認証による SG マーク表示の場合
  - 表 10 : ロット認証の委託検査機関
  - 表 11 : ロット認証の申請手数料
  - 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

## 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	1. 適切に切断加工ができること。
2. 曲げ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	2. 適切に曲げ加工ができること。
3. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	3. 適切に穴あけ加工ができること。
4. プレス加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	4. 適切にプレス焼き入れ加工ができること。
5. 溶接加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	5. 適切に溶接加工ができること。
6. 研磨加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	6. 適切に研磨加工ができること。
7. 防せい処理加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	7. 適切に防せい処理加工ができること。
8. 組立設備	8. 適切に組立ができること。
ただし、切断加工設備、曲げ加工設備、穴あけ加工設備、プレス加工設備、溶接加工設備、研磨加工設備、防せい処理加工設備で製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 寸法測定設備 2. 引張試験設備	1. 金属製直尺、ノギス等を備えていること。 2. 引張試験機（測定した最大値を保持又は記録することができるものであって、目盛の精度が0.1N以上で30Nまで測定できるもの）及び毛髪（50g及び180gの人間の毛髪を直径25mmで長さ300mmの木製の棒に取り付けたものとし、その際、毛髪の固定されていない部分の長さは400mmとしたもの）を備えていること。

表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
吸入口	(1) 浴槽に吸入口があるもの (2) 浴槽に吸入口がないもの
吸入口と噴出口の構造	(1) 一体のもの (2) その他のもの
吸入口一口当たりの最大吸入能力	(1) 25リットル毎分未満のもの (2) 25リットル毎分以上50リットル毎分未満のもの (3) 50リットル毎分以上75リットル毎分未満のもの (4) 75リットル毎分以上100リットル毎分未満のもの
カバーの着脱方法	(1) 取り外しができないもの (2) 工具によらなければ取り外せないもの
カバーの形状（カバーのあるものに限る）	(1) 多孔状のもの (2) スリット状のもの (3) メッシュ状のもの
カバーを取り外した時の運転停止機能（カバーがあるものに限る）	(1) あるもの (2) ないもの



表7：工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付するSGマーク（SGラベル）は以下のとおりです。

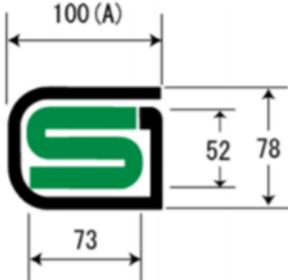
表示方式	表示方法
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>図1に示すSGマークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図1 自社表示</p> </div> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは5.0mm以上です。          色彩：二色又は単色とする。          ※図1に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。          このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。          手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p>

表8：工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SGマーク（SGラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<p>33円/台（税抜30円/台）</p> <p>※1 SGラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。</p> <p>※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。</p>	<p>三菱UFJ銀行              東京公務部支店              普通口座 300447              口座名 一般財団法人              製品安全協会              MUFJ Bank, Ltd.              Tokyo-Komubu Branch              Ordinary Account              300447              Consumer Product              Safety Association              (Swift Address)</p>

		BOTKJPJT
--	--	----------

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より 5 年間
------------

## 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人電気安全環境研究所
	<横浜事業所> 〒230-0004 横浜市鶴見区元宮 1-12-30 TEL 045-582-2199 FAX 045-582-2255

表 11：ロット認証申請手数料

窓口	手数料	振込先
一般財団法人 電気安全環境研 究所	(1) 基準適合性検査＋同等性検査 (検査試料の数は表 5 と同じ) 27.5 円/台 (税抜 25 円/台)  ・消費生活用製品安全法に関する費用は含まれておりません。 直接委託検査機関にお問合せください。  ※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。  (2) 同等性検査に要する旅費等 (委託検査機関の規程に基づく額)	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

表示方式	表示方法
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>図 1 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="837 465 1125 750" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上です。          色彩 : 二色又は単色とする。          ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更